

令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）評価基準

1 基本的な評価事項

評価にあたっては、本事業委託にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、ヒアリングに出席した評価委員の評価点の合計が最も高い提案者を第一位とします。

2 評価点

評価委員一人あたりの評価点の満点は200点とします。

評価委員が提案書及びヒアリングの内容を評価項目1～4については、0・2・3・4・5の5段階で評価項目5～6については0・1の2段階で評価し、重要度を乗じ、評価点数とします。

3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

評価表「2業務実施内容と実施手法」の合計点が高い者を第一順位とします。合計点が高点の場合は、出席委員の多数決で順位を決定します。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は次のとおりです。

評価項目（大項目）	配点	割合（%）
1 事業実施方針	45点	22.5
2 業務実施内容と実施手法	80点	40.0
3 業務実施体制	20点	10.0
4 業務実施上の管理運営体制	45点	22.5
5 追加提案	5点	2.5
6 ワーク・ライフ・バランス等に関する取り組み	5点	2.5

(2) ヒアリングに出席した評価委員の評価点数の合計が配点の合計の60%に満たない場合は失格とします。